愛知県立大学学校図書館司書教諭課程履修規程

- 第1条 本学学則第43条の規定により、本学の学生で学校図書館司書教諭(以下「司書教諭」という。)資格の取得を希望する者の履修科目及び履修方法は、学校図書館法(昭和28年法律第185号)及び学校図書館司書教諭講習規程(昭和29年文部省令第21号)によるほか、この規程による。
- 第2条 司書教諭課程の授業科目を履修できる者は、小学校、中学校又は高等学校の教育 職員免許状の取得に関する授業科目を履修している者に限る。
- 第3条 小学校、中学校又は高等学校の教育職員免許状を得た者で、別表に定めるすべて の授業科目の単位を修得した者に対し、司書教諭単位修得証明書を発行することができる。
- 第4条 この課程の授業科目の履修により修得した単位は、卒業単位に算入しない。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

授業科目	設置年次及び単位					必修
	Ι	П	Ш	IV	計	単位
学校経営 と学校図 書 館			2		2	2
学校図書 館メディ アの構成			2		2	2
学習指導 と学校図 書 館			2	2	2	2
読書と豊 かな人間 性			2	2	2	2
情報メデ ィアの活 用			2	2	2	2
計					1 0	1 0